

広島県告示第九百九十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和二年九月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

戸坂くるめ木二丁目一地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区		町		大字		字		地番		標柱番号	
広島市東区		戸坂くるめ木二丁目						二四六番	標柱一号及び一四号		
						二四三番一	標柱二号				
						二四三番二					
						二四四番一	標柱三号				
						二四四番二	標柱四号				
						二二八番	標柱五号				
						二二九番一	標柱六号及び七号				
						二三四番	標柱八号、九号、一〇号、一一号、一二号及び一三号				